

## 学校法人跡見学園における「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況

学校法人跡見学園（以下「学園」という。）は、「一般社団法人日本私立大学連盟」（以下「私大連」という。）加盟校として、私大連策定の「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード【第1版】」（令和元年6月25日）への遵守状況を点検したことから、その結果を公表する。

### 1. 日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」について

#### 『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』について

##### 1. 「コード」とは

本コードは、「**基本原則**」、「**遵守原則**」、「**重点事項**」及び「**実施項目**」の四つから構成される。「基本原則」から「実施項目」すべてを包含して、コードとしている。

##### 2. 「基本原則」とは

会員法人が原則、実施する必要があると考えた内容を示している。具体的には、「**1. 自律性の確保**」、「**2. 公共性の確保**」、「**3. 信頼性・透明性の確保**」及び「**4. 継続性の確保**」の四つを掲げている。この四つはそれぞれ独立したものではなく、四つが揃ってこそ、私立大学のガバナンスが有効に機能すると考えられるため、いずれも欠くことができないものである。

##### 3. 「遵守原則」とは

「基本原則」を遵守するために会員法人が実施する必要があると考える内容を示している。「**基本原則**」と「**遵守原則**」は、**会員法人が遵守すべき項目**である。

##### 4. 「重点事項」とは

「遵守原則」を遵守するために必要不可欠な事項を示している。また「重点事項」は上位の「**遵守原則**」の**遵守状況（取組状況）を判断する際の指針**となる。

##### 5. 「実施項目」とは

会員法人が「**重点事項**」を達成するために、**実際に努めるべき具体的項目**を示している。「実施項目」のすべてを達成しなければ、「重点事項」を遵守していないと即座に判断されることにはならないが、上位の「重点事項」を実現するためには、いずれの項目も必要不可欠な内容である。すべての「実施項目」が達成できていない場合には、「重点事項」を実現できていないこととなる。

また、多様性を特徴とする私立大学においては、「**実施項目**」に提示されている手段以外のものを採用している場合があることが想定される。「**実施項目**」以外の手段によって「**重点事項**」を遵守している場合、当法人（「日本私立大学連盟」のことをいう。※引用者補足）はその内容の報告を受ける。

（日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード【第1版】」P2より）

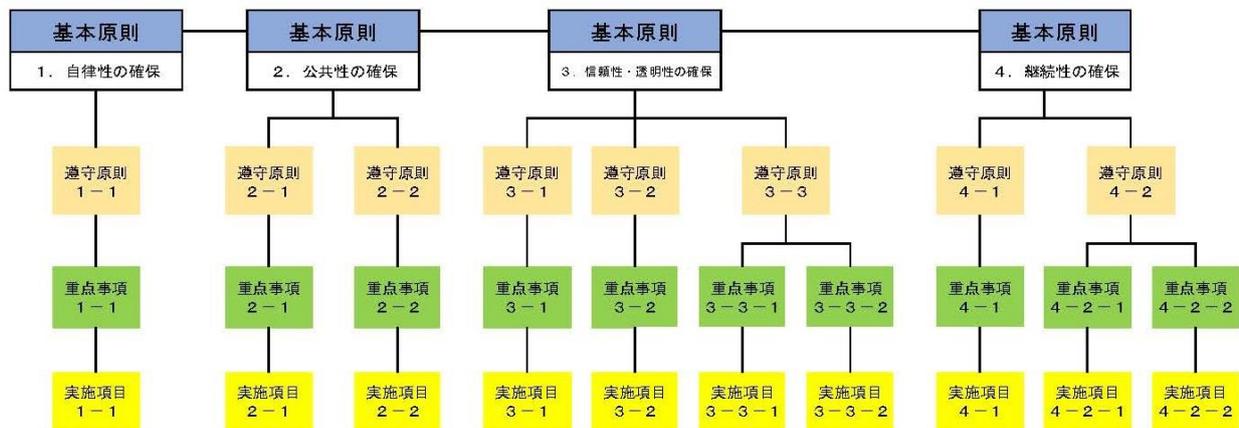
## 私立大学ガバナンス・コード体系図

**基本原則** : 遵守する内容であり、私大連への報告義務を有する。

**遵守原則** : 遵守する内容であり、私大連への報告義務を有する。「基本原則」を遵守するために実施する必要がある内容となる。

**重点事項** : 「遵守原則」の遵守状況（取組状況）を判断するための指針となる。

**実施項目** : 「重点事項」を達成するための具体的項目。他の方法で「重点事項」を遵守できていれば、その方法を私大連に報告する必要がある。



(日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード【第1版】」P3より)

2. 学校法人跡見学園における「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況の点検結果

**基本原則「1. 自律性の確保」**

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

記載事項	内容
<b>遵守原則1-1</b>	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。
<b>重点事項1-1</b>	会員法人は、事業に関する中期的な計画(以下「中長期計画」という)等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。
実施項目1-1の 遵守状況	<p>学園は、下記に説明する実施項目を除き、各実施項目を遵守している。 下記の実施項目は、遵守不十分である。</p> <p><b>①中長期計画の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。</b> ⇒ 中期計画策定に関する手順の定めはないが、学園のガバナンスを機能させるために必要と思われるステップ(学内の会議体や教職員への説明会・意見聴取、評議員会への意見聴取等)を踏んで中期計画を策定している。次期中期計画策定にあたっては、手順をあらかじめ決定する。</p> <p><b>②中長期計画の策定に際し、直前の中長期計画及び他の計画との関連性を明らかにする。</b> ⇒ 今回の中期計画が学園として初めてのものであり、関連性を明らかにすべき他の計画はない。次期中期計画策定にあたっては、現在の中期計画との関連性を明らかにする。</p> <p><b>④中長期計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。</b> ⇒ 中期計画において、理事長をはじめとする政策を策定、管理する人材の育成・登用の方針は盛り込んでいない。未対応項目として学園内に委員会を設置して検討を進め、令和4年度内に対応策を整備する予定である。</p> <p><b>⑫外部環境の変化等により、中長期計画の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。</b> ⇒ 中期計画の変更や修正を行う体制についてあらかじめ定めていない。未対応項目として学園内に委員会を設置し検討を進め、令和4年度内に対応策を整備する。</p>

## 基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

記載事項	内容
遵守原則2-1	会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。
重点事項2-1	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。
実施項目2-1の遵守状況	<p>学園は、下記に説明する実施項目を除き、各実施項目を遵守している。 下記の実施項目は、遵守不十分である。</p> <p>⑧留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。</p> <p>⇒ 海外協定校の拡充、留学しやすい休学制度の整備等、特に留学生の派遣に関する施策について進めてきているが、留学生の受入れに関する諸施策については対応が不十分である。留学生の受入れや送り出しを目指しつつ、広く多様な人材を育成する観点から、令和4年度内に国際化に向けた対応策の検討に着手する。</p>

記載事項	内容
遵守原則2-2	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。
重点事項2-2	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。
実施項目2-2の遵守状況	学園は、各実施項目を遵守している。

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

記載事項	内容
遵守原則3-1	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。
重点事項3-1	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。
実施項目3-1の遵守状況	学園は、各実施項目を遵守している。

記載事項	内容
遵守原則3-2	<p>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>
重点事項3-2	<p>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。</p>
<p>実施項目3-2の 遵守状況</p>	<p>学園は、下記に説明する実施項目を除き、各実施項目を遵守している。 下記の実施項目は、遵守不十分である。</p> <p><b>①法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職員に周知徹底する。</b> ⇒ 重要法令の改正等については、役員・関連部署で共有している。一方で法令等の遵守に係る基本方針・行動基準については、就業規則で法令及び規程の遵守を明記しているものの、基本方針・行動基準の策定には至っていない。これを遵守不十分な項目として学園内に委員会を設置して検討を進め、令和4年度内に対応策を整備する。</p> <p><b>⑤不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。</b> ⇒ 職務権限規程は制定されていないが、職務については別規程で明らかにしている。稟議制を徹底し、決裁の仕組みを厳格に運用しているため、不正または誤謬等の行為が発生するリスクは少ない。しかし、手続きに負担が多く、スピード感にも欠ける。これを遵守不十分な項目として学園内に委員会を設置して検討を進め、令和4年度内に対応策を整備する。</p> <p><b>⑥職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。</b> ⇒ 職務権限規程や職務に関する点は上記⑤と同様である。業務属人化回避策の作成をめざし、学園内に委員会を設置して検討を進め、令和4年度内に対応策を整備する。</p>

記載事項	内容
遵守原則3-3	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。
重点事項3-3-1	会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。
実施項目3-3-1 の遵守状況	学園は、各実施項目を遵守している。  ※⑥「学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。」に関しては、学園が出資する事業会社は存在しない。なお、私立学校法第26条に基づき実施する収益事業に関する情報は、適切に公開している。

記載事項	内容
遵守原則3-3	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。
重点事項3-3-2	会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。
実施項目3-3-2 の遵守状況	学園は、各実施項目を遵守している。

#### 基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。

記載事項	内容
遵守原則4-1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。
重点事項4-1	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。
実施項目4-1の遵守状況	<p>学園は、下記に説明する実施項目を除き、各実施項目を遵守している。 下記の実施項目は、遵守不十分である。</p> <p><b>⑦政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。</b></p> <p>⇒ 単年度の事業計画を中期計画のアクションプランと位置付け、その進捗状況は年度の間及び年度末に書面で報告する仕組みとしている。責任者は、ネットワーク上で全ての業務に関する情報を確認することはできるが、政策の進捗状況を直ちに確認できる状況ではなく、遵守不十分な項目として学園内に委員会を設置して検討を進め、令和4年度内に対応策を整備する。</p>

記載事項	内容
遵守原則4-2	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。
重点事項4-2-1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。
実施項目4-2-1の遵守状況	学園は、各実施項目を遵守している。

記載事項	内容
遵守原則4-2	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。
重点事項4-2-2	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。
実施項目 4 - 2 - 2 の遵守状況	学園は、各実施項目を遵守している。